

【金融問題等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、衆議院議員提出1件であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願15種類312件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

昨年12月19日、政府は『住専問題の具体的な処理方策について』を閣議決定し、経営の悪化した住宅金融専門会社7社から住専処理機構に資産を譲渡する際に発生する1次損失（6兆4,100億円）の処理について、母体行（住専の設立に関与した金融機関）は3兆5,000億円の債権全額放棄、一般行は1兆7,000億円の債権放棄（貸付債権3兆8,000億円）、農林系金融機関は5,300億円の贈与（貸付債権5兆5,000億円）を行うことに加え、6,850億円（うち50億円は預金保険機構に対する出資金）の財政資金を投入することに決定した。

さらに、本年1月30日には『住専処理方策の具体化について』を閣議了解し、住専から譲り受けた債権の回収に伴い将来発生する可能性のある2次損失について2分の1を限度として追加的財政支出を行う等の措置を決定した。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案は、以上の政府の方針を受け、住専の処理を促進するため、緊急の特例措置として①預金保険機構が、住専から財産を譲り受けて債権回収に当たる債権処理会社を設立し、債権処理会社に対して資金援助等を行うとともに、②預金保険機構に住専債務者の財産調査権及び取立権を付与する。さらに③預金保険機構に住専勘定を設け、この中で金融機関からの拠出金を運用（金融安定化拠出基金）するとともに、国の財政資金6,800億円を受け（緊急金融安定化基金）、債権処理会社に充当する等の措置を行うものである。

上記の住専処理法案は、2月9日に国会に提出されたが、3月4日、与党3党は財政資金投入につき国民の理解を得るために、『住専問題に関する新たな措置について』と題する7項目からなる住専処理の追加措置を定めた。

その主な内容は、民間金融機関及び農林系金融機関は今後7年間で経営の合理化・効率化を行い、6,800億円程度の税収増を図ることにより国への寄与を行う等である。また、4月11日、衆議院において平成8年度一般会計予算が修正議決され、財政資金6,850億円については、制度を整備した上で措置する旨の条項が予算総則に加えられた。

次に、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案は、衆議院議員提出に係るものであり、住専処理法案の施行に伴い、住専の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該住専が有する債権の時効を指定期間（債権処理会社の設立の日から政令で定める日までの期間）の終了する日の翌日から起算して1年間完成しないこと等を定めるものである。

ところで、ここ数年の相次ぐ金融機関の破綻及び不良債権の増加により、我が国金融システムに対し内外から批判が集中したが、その理由として金融機関自身の責任意識の不徹底によりリスク管理が十分でなかったこと、従来型の行政手法によるチェックでは不十分であったこと、また金融機関の経営破綻について断固たる処置がためられたこと等が挙げられる。

このため、当面する不良債権問題に取り組む一方で、金融自由化以後にふさわしい市場規律に立脚した透明性の高い金融システムを早期に構築することが求められている。こうした観点から、金融制度調査会は昨年12月22日『金融システム安定化のための諸施策』と題する報告書を作成したが、以下の4法律案は主としてこの報告書の内容に基づいて提出されたものである。

まず、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案は、①経営が悪化した金融機関に対し、自己資本充実の状況を基準にして業務改善や配当制限等の早期是正措置を段階的に発動する、②信用金庫、労働金庫、信用協同組合等の監査体制を強化することとし、規模等に応じて員外監事の登用や外部監査体制を義務付ける等を主な内容としている。

また、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案は、①信用協同組合等協同組織金融機関にも会社更生手続を導入するとともに、②監督当局に会社更生手続、破産手続を裁判所へ申し立てる権限を付与するものである。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案は、①恒久的措置として5年後の破綻金融機関の預金の払戻し（ペイオフ）に対処するため、預金保険機構の業務に預金債権の買取り制度と、他の金融機関に預金を設定し、それを預金者に譲渡する方法により保険金の支払いをする預金設定制度を導入する、②今後5年間、預金の全額を保護する時限的措置として預金保険機構に一般勘定のほか、一般金融機関及び信用協同組合の2つの特別勘定を設け、破綻した金融機関に資金援助を行う、このため特別保険料を徴収する、③破綻信用協同組合の受け皿である整理回収銀行（現在の東京共同銀行を改組したもの）に資金援助、出資、債務保証等を行う、④信用協同組合特別勘定廃止時に残った欠損金を一般金融機関特別勘定で埋め切れない場合に、政府は債務保証履行の形で財政支出することができる等である。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案は、上記預金保

除法改正案と同様の立場から、①貯金保険機構の貯金の買取り及び貯金設定制度の導入、②今後5年間、貯金の全額保護するための時限的措置として、特別保険料を徴収することとしている。

本特別委員会においては、6法律案を一括して議題とし、総理、大蔵大臣、農林水産大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、金融業界代表者、元金融行政担当者及び弁護士の参考人から意見を聴取した。

委員会では、個人向け住宅ローンを主たる目的として設立された住専が、バブル期を境になぜ不動産・建設業等事業者向け融資に傾注していったのか、あるいは住専処理に財政資金投入するに至った経緯、住専処理策における2次損失の発生見込額とその2分の1を国が負担する理由等、住専問題について議論が多く行われた。

また、3月4日の追加措置に加えて、政府は農林系金融機関を含む金融機関全体に対し国民の負担を可能な限りなくす努力と新たな寄与を要請することが必要である旨の主張が多くなされた。この点につき、政府側から母体行の責任は重く、もっと負担することで国民の負担を圧縮できるのではないかとの答弁があった。これに加え、参考人の全国銀行協会連合会会長からは、要請を真剣に受け止め、新たな寄与について模索を行っている旨の発言がなされた。

このほか、住専問題については、貸付金放棄以上の新たな寄与と株主代表訴訟との関係、政府の住専処理スキームと会社更生法による法的処理策との相違点、住専処理機構の債権回収体制の整備状況、住専の貸し手、借り手に対する民事・刑事の責任を追及する見通し等について質疑が行われた。

また、農林系金融機関が多額に住専に融資を行っていたことから、今後の融資の在り方、金融システムの中でどのように位置付けていくか等農林系金融機関の将来的展望について行政当局の見解が求められた。

なお、昨年12月の衆議院予算委員会において、前農林水産大臣が、母体行の大蔵省に対する誓約書の提出と大蔵・農水両省とで結んだ覚書との時点を前後して答弁したことにつき、これを指摘した委員に対し現農林水産大臣が訂正・陳謝を行ったが、委員長からは、今後かかる失態がないよう申し入れる旨の発言があった。

住専以外の金融問題においては、早期是正措置の内容が省令に委ねられていることから、その具体的内容、また預金保険機構に信用協同組合特別勘定を設けることから、信用協同組合の経営実態及び経営破綻について行政の対応策等が今後の金融行政の在り方と関連付けて質疑が行われた。特に、金融行政のスタンスとしては、従来の保護・監督型の護送船団型行政から決別し、市場監視型行政へ転換する必要があること、また、金融行政機構の改革に加え、日銀の

独立性を高める見地から日銀法改正も視野に入れるべきとの主張が行われた。

さらに、公聴会においては、今後5年間預金者を保護する以上、不良債権処理には財政資金投入は避けて通れないという見解と、ルールによらない財政資金の投入は国際信用を失わせるという見解の両論が述べられた。

なお、住専処理問題等につき、本会議における決議を行うため、本特別委員会の各会派の理事間において案文の調整が行われ、4項目からなる決議案がまとめられ提出されたが、本会議の議題とならず未了となった。

住専処理法案を初めとする6法律案が参議院本会議において可決・成立した6月18日、大蔵大臣は、農林水産大臣及び日銀総裁に対し、国民負担の軽減を目指すため関係金融機関が住専処理法のスキームの外に別途新基金を創設するよう協力を要請した。続いて、大蔵大臣が母体行等民間金融機関に、農林水産大臣が農林系金融機関にそれぞれ基金への出資等を求めた。これを受け、翌19日、政府・与党は声明を発表し、農林系金融機関を含む関係金融機関等の拠出による新基金構想に加え、日銀の資金の活用、債権回収の強化等を盛り込んだ追加負担策の大枠を決定した。

(2) 委員会経過

○平成8年5月24日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年6月10日(月) (第2回)

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案
(閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案
(閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第96号) (衆議院送付)

以上4案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第97号) (衆議院送付) について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、
特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案
(衆第3号) (衆議院提出) について発議者衆議院議員永井哲男君から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月11日（火）（第3回）—— 総括質疑 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び参考人の出席を求めることを決定した。

- 以上6案について発議者衆議院議員保岡興治君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、菅厚生大臣、大原農林水産大臣、梶山内閣官房長官、田中経済企画庁長官、長尾法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年6月12日（水）（第4回）—— 総括質疑・参考人招致 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について橋本内閣総理大臣、中西総務庁長官、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長

橋本 俊作君

前大蔵省銀行局長

寺村 信行君

弁護士

田中 清隆君

○平成8年6月13日（木）（第5回）—— 一般質疑 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について発議者衆議院議員保岡興治君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、倉田国家公安委員会委員長、大原農林水産大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月14日（金）（第6回）—— 一般質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について発議者衆議院議員永井哲男君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、田中経済企画庁長官、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成8年6月14日（金）（公聴会第1回）

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案

(閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案 (閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第96号) (衆議院送付)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第97号) (衆議院送付)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号) (衆議院提出)

以上6案について次の公述人から意見を聴き、質疑を行った。

財団法人住宅都市工学研究所特別研究員	小村	哲夫君
流通科学大学商学部教授	上田	昭三君
東京国際大学経済学部教授	田尻	嗣夫君
女性団体職員	高田	公子君

○平成8年6月17日(月) (第7回) —— 締めくくり総括質疑 ——

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案 (閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案 (閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案 (閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第96号) (衆議院送付)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第97号) (衆議院送付)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号) (衆議院提出)

以上6案について橋本内閣総理大臣、大原農林水産大臣、久保大蔵大臣、倉田自治大臣、中尾建設大臣、田中経済企画庁長官、鈴木国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第35号)	賛成会派	自民、社民、さき
	反対会派	平成、共産、新緑、二院
(閣法第94号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき
	反対会派	平成、共産、二院
(閣法第95号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき

	反対会派	平成、共産、二院
(閣法第96号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき
	反対会派	平成、共産、二院
(閣法第97号)	賛成会派	自民、社民、共産、新緑、さき
	反対会派	平成、二院
(衆第3号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき
	反対会派	平成、共産、二院

(3) 成立議案の要旨

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案 (閣法第35号)

【要 旨】

本法律案は、大蔵省令で定める資産状況の悪化した特定住宅金融専門会社 (以下、特定住専) の債権債務の処理の促進等を図るため、預金保険機構 (以下、機構) の業務の特例及び国の財政上の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の業務の特例等

(1) 債権処理会社の設立等

機構は、大蔵大臣の認可を受けて、特定住専から譲り受けた貸付債権等の回収等を行うことを目的とする株式会社 (以下、債権処理会社) を設立するため出資するとともに、これに対し指導・助言する。

(2) 財産の譲渡に伴う支援のための助成金の交付

① 機構は、特定住専が指定期間内に債権処理会社に譲渡した貸付債権等について、その譲渡の対価をもってしてもなお不足する特定住専の債務処理の財源として、機構の特別の勘定 (住専勘定) に置く緊急金融安定化基金から、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

② 政府は、予算の範囲内で機構に対し、緊急金融安定化基金に充てる資金を補助することができる。

(3) 譲受債権等に係る損失についての助成金の交付

① 機構は、債権処理会社が指定期間内に特定住専から譲り受けた貸付債権等 (以下、譲受債権等) につき取得価額を下回る金額で回収すること等により債権処理会社において損失が生じた場合には、その損失の一部を補てんするものとして、政府の補助金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

- ② 政府は、譲受債権等に係る損失に伴って生じる資金の不足の一部を補うため、予算の範囲内で機構に対し、その損失の2分の1に相当する金額の補助金を交付することができる。
- (4) 譲受債権等につき回収が行われた場合の機構及び国への納付
(2)及び(3)の助成金の交付は、譲受債権等の取得価額を超えて回収が行われ利益が生じた場合等には政令で定める金額を機構に納付することを条件として行い、機構はこれを国庫に納付する。
- (5) 債権処理会社の円滑な業務の遂行のための助成金の交付等
- ① 機構は、特定住専の出融資者であった金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、債権処理会社に対し助成金を交付することができるとともに、金融安定化拠出基金の一部は、機構が債権処理会社に対し行う出資の財源の一部に充てる。
- ② 機構は、債権処理会社が業務に必要な資金の借入れを行う場合には、その借入れに係る債務の保証を行うことができる。
- ③ 機構は、金融安定化拠出基金の残高が拠出金（出資に充てた金額を除く。）の金額を下回る場合には、機構の一般勘定から繰り入れることができる。
- (6) 財産の調査、債権の取立て
- ① 機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うことができ、その際、債務者等への質問、帳簿等の提示の要求、不動産への立ち入り現況確認を行うことができる。
- ② 機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、債権処理会社から委託を受けて、その取立てを行うことができる。
- (7) 協力依頼、関係行政庁連絡協議会の設置、債権処理会社による告発
- ① 機構は、業務を行うため必要あるときは、官庁、公共団体等に照会・協力を求めることができる。
- ② 政府は、大蔵省、法務省、警察庁等関係行政庁の職員による連絡協議会を設け、機構の業務の円滑な運営を支援する。
- ③ 債権処理会社は、その役職員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに報告させる体制をとるものとし、かつ、機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとる。

2 その他

- (1) 政府は、機構の業務に必要ながあると認めるときは、予算の範囲内で機構

に出資することができる。

- (2) 日本銀行は、機構が債権処理会社への出資金に充てるため、機構に対し1,000億円を限度として拠出することができる。
- (3) 債権処理会社が指定期間内に特定住専から取得した不動産の登録免許税の非課税措置等を講ずる。

なお、本法律施行のため、平成8年度一般会計予算（大蔵省所管）において、緊急金融安定化資金6,850億円が計上されている。

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性を確保する必要性にかんがみ、信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実、金融機関の営業又は事業の譲渡等ができる範囲の拡大等のための措置を講ずるとともに、金融機関の経営の状況に応じとるべき監督上の措置に関する規定を整備する等所要の措置を講ずる必要があるため、銀行法、信用金庫法及び協同組合による金融事業に関する法律等関係業法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実等

(1) 信用金庫、労働金庫及び信用協同組合等の監査体制の充実

① 監事の機能強化

信用金庫、労働金庫、信用協同組合（それぞれ連合会を含む。）及び農林中央金庫の監事に係る権限等を強化するため、監事による理事会の招集請求権、子会社に対する調査権及び理事に対する行為差止請求権等のほか、総会において会員（組合員）が求めた事項等について監事が説明する義務、理事会に対し理事の違反行為等を報告する義務及び監査報告書の作成・提出義務等、商法の所要の規定を準用する。

② 員外監事の登用

一定の規模以上の信用金庫、一定の規模以上かつ一定の員外預金比率以上の労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫にあっては、監事のうち1人以上は、当該金庫等の会員（組合員）でなく、またその就任前5年間当該金庫等（子会社等を含む。）の理事若しくは職員（使用人）等でなかった者でなければならない。

③ 外部監査制の導入

一定の規模以上の信用金庫、一定の規模以上かつ一定の員外預金比率

以上の労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫にあっては、監事による監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による会計監査を受けなければならない。

(2) 信用協同組合の役員等の兼職等の制限

信用協同組合を代表する理事並びに信用協同組合の常務に従事する役員及び参事は、他の信用協同組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 金融機関の営業又は事業の譲渡等ができる範囲の拡大等

(1) 信用金庫、労働金庫及び信用協同組合は、総会の議決を経て、銀行に加え、他の信用金庫、労働金庫及び信用協同組合に事業の全部又は一部を譲り渡すことができる。

(2) 信用金庫は、総会の議決を経て、銀行、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合から営業又は事業の全部又は一部を譲り受けることができる。また、労働金庫及び信用協同組合は、総会の議決を経て、銀行から営業の一部を、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 金融機関の経営の状況に応じとるべき監督上の措置に関する規定の整備

(1) 大蔵大臣等は、銀行等の業務又は財産の状況に照らして、銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行等に対し、措置を講ずべき事項等を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出、業務の全部若しくは一部の停止等監督上必要な措置を命ずることができる。

(2) 前記の措置を命ずる理由が銀行等の自己資本の充実の状況によるものであるときは、当該措置は、省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ省令で定めるものでなければならない。

4 金融機関等のトレーディング取引への時価法の導入等

銀行、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び証券会社は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場の短期的な変動等を利用して利益を得る等の目的で行う取引（いわゆるトレーディング取引）及びその対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理できることとし、この場合、商法の規定にかかわらず、これらを時価により評価する制度を導入する。

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）

【要 旨】

本法律案は、経営が重大な危機に陥った金融機関について、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続等の円滑な進行を図る必要性があることにかんがみ、協同組織金融機関の更生手続について必要な事項を定めるとともに、金融機関の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行の更生手続

(1) 銀行の更生手続についての会社更生法の適用等

銀行（普通銀行、長期信用銀行または外国為替銀行）の更生計画においては、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫または労働金庫）との合併等に関する条項を定めることができることとするとともに、銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用について所要の読替規定を設ける。

(2) 銀行と協同組織金融機関の合併等のための更生計画の条項等

更生手続による協同組織金融機関との合併等のための更生計画の条項に関する規定を設けるとともに、その更生計画の遂行については、会社更生法と同様に銀行の株主総会等の決議を要しないものとする等必要な限度で金融機関の合併及び転換に関する法律その他の法令の特例規定を設ける。

2 協同組織金融機関の更生手続

株式会社でない協同組織金融機関についても更生手続を行うことができる旨の規定を設け、その更生手続について、会社更生法を準用する等の規定を設ける。

3 金融機関の更生手続の特例

(1) 監督庁による更生手続開始の申立て等

金融機関の破綻時の処理を適時適切に開始する観点から、大蔵大臣等の監督庁は、金融機関に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、更生手続開始の申立てを行うことができる。

(2) 預金保険機構の権限等

多数の預金者等の権利を裁判手続上集約し処理の迅速化を図るため、預金保険機構（以下、機構）が裁判手続において預金者等の権利を代理して行使するため次の制度を設ける。

- ① 預金者等に対しては、個別に更生手続開始の送達をすることは要しない。

- ② 機構は、金融機関から提出された資料に基づく、預金等債権について預金者表を作成し、これを預金者等の縦覧に供した後、裁判所に提出することとし、提出された預金者表に記載されている預金等債権については、更生債権の届出があったものとみなす。なお、預金者等が自ら債権の届出をすることは制限されない。
 - ③ 機構は、②により届出があったものとみなされる預金等債権に係る預金者等のために、更生手続に属する行為を行う。この場合において、機構は公平誠実義務及び善良な管理者としての注意義務を負う。
 - ④ 機構は、関係人集会において預金者等のために議決権を行使しようとするときは、同意しようとする更生計画の内容をあらかじめ預金者等に通知するとともに公告しなければならない。
- 4 金融機関の破産手続の特例
- 金融機関の破産手続についても、「3 金融機関の更生手続の特例」と同様の制度を設ける。

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関について適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡充を図るとともに、今後5年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における預金保険機構が行う業務の特例を設ける等所要の措置を講ずるため、預金保険法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険制度の整備・拡充

(1) 目的

預金保険法は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行う等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

(2) 保険金等の支払

預金保険機構（以下、機構）は、金融機関に預金を設定し、その預金債権を預金者等に対して譲渡する方法により保険金の支払をすることができる。

(3) 預金等債権の買取り

機構は、保険金の支払をするときは、保険対象外の預金等債権の買取りをすることができる。

2 今後5年間の特例業務

(1) 預金保険機構の業務の特例

機構は、当分の間、破綻信用組合との合併により承継し、又は破綻信用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下、整理回収業務）を主たる目的とする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下、協定）を締結し、当該協定を実施するため、次の特例業務を行うことができる。

- ① 協定を締結した銀行（以下、協定銀行）に対し出資を行うこと。
- ② 協定銀行に対し破綻信用組合から買い取った資産に係る損失の補てんを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- ③ 協定銀行が破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下、譲受債権等）に係る債権のうち、その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。
- ④ 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

(2) 資金援助の特例

機構は、今後5年間の特例業務として、信用秩序の維持のために必要がある旨の大蔵大臣の認定を受けて、保険金の支払に要すると見込まれる費用を超える資金援助を行うことができる。

(3) 預金等債権の買取りの特例

機構は、今後5年間の特例業務として、保険対象外の預金等債権の買取りをしようとするとき、大蔵大臣が信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率を定めたときは、これを概算払率として預金等債権の買取りをすることができる。

(4) 特別保険料

金融機関は、平成8年度から12年度までの間、通常の保険料のほか、特例業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、政令で定める率により計算した特別保険料を納付しなければならない。

(5) 借入金の特例、政府による保証

- ① 機構は、特例業務を行うために必要があるときは、日本銀行又は金融

機関等から資金の借入れをすることができる。

- ② 政府は、必要と認めるときは、国会の議決を経た金額の範囲内において、信用協同組合特別勘定において経理される特例業務の実施のために機構がする資金の借入れに係る債務について保証することができる。
- ③ 政府は、機構が前記(2)及び(3)の業務を終了した日として政令で定める日において信用協同組合特別勘定の累積欠損金から一般金融機関特別勘定の責任準備金を控除した金額があるときは、その範囲内で保証債務を履行できる。
- ④ 政府は、保証債務の履行をした場合には、機構が協定銀行の解散により交付を受けた残余財産の分配のうち出資額を超える部分の金額を限り、民法第459条第1項の規定による権利を行使する。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、信用事業を譲り受ける農水産業協同組合を資金援助の対象に加えるほか、保険事故が発生した農水産業協同組合に係る貯金等債権の買取りの制度を設けるとともに、今後5年間に限り信用秩序の維持のため資金援助及び貯金等債権の買取りについて特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貯金等債権の買取り

農水産業協同組合に保険事故が発生した場合に、農水産業協同組合貯金保険機構は、貯金者等の有する貯金等債権について破産手続による回収見込額を考慮して定めた概算払額で買い取ることができる。

2 保険金の支払方法の改善等

農水産業協同組合貯金保険機構は、保険金の支払を、他の金融機関に保険金相当額を預貯金として預け入れ、これを貯金者等に譲渡する方法により行うことができる。

また、貯金者等の債務の額又は貯金者等が担保に提供している貯金等の額を保険金額から控除する旨の規定を削除する。

3 資金援助の対象となる経営困難農水産業協同組合の救済方法の追加

農水産業協同組合貯金保険機構が経営困難農水産業協同組合を救済するための資金援助を行う対象として、従来の合併及び信用事業再建措置に加えて、信用事業の全部譲渡を追加する。

4 資金援助及び貯金等債権の買取りの特例措置

今後5年間の時限的措置として、農水産業協同組合貯金保険機構は、経営困難農水産業協同組合の救済に当たり、保険金の支払に要すると見込まれる費用を超えて資金援助を行うことができるとともに、保険事故が発生した場合の貯金等債権の買取りに当たり、信用秩序の維持に必要な特別払戻率による概算払額で買い取ることができる。

また、これらの特例措置を実施するための財源として特別保険料を徴収するものとし、このための特別勘定を設ける。

5 農水産業協同組合の範囲の拡大

漁業協同組合から信用事業を譲り受けた漁業協同組合連合会を、農水産業協同組合貯金保険の適用対象として追加する。

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号)

【要 旨】

本法律案は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、大蔵省令で定める資産状況の悪化した特定住宅金融専門会社（以下、特定住専）の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住専が有する債権の時効を一定期間停止すること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 債権の時効の停止

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下、特定住専債権等処理法）第2条第2項に規定する特定住専がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第7条第1項に規定する指定期間（債権処理会社の設立の日から政令で定める日までの期間）の終了する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

2 根抵当権の担保すべき元本の確定

特定住専が解散したときは、当該特定住専が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案	衆	8. 2. 9	8. 6. 10	8. 6. 17 可決	8. 6. 18 可決	8. 5. 21	8. 6. 6 可決	8. 6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
94	金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
95	金融機関の更生手続の特例等に関する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
96	預金保険法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
97	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案	保岡 興治君 外5名 (8. 5. 8)	8. 5. 9	8. 6. 7	8. 6. 10	8. 6. 17 可決	8. 6. 18 可決	8. 5. 21	8. 6. 6 可決	8. 6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明							